

災害時における一部負担金等徴収猶予及び減免について

1. 対象となる災害

令和6年台風第10号に伴う災害

2. 対象となる区域

災害救助法が適用された区域に住所を有している方

(該当区域で同法が適用された日現在)

※詳細、別紙参照

3. 措置内容

(1) 一部負担金等の減免とその対象者の要件

対象となる災害により、次のいずれかの申し立てをした方

①住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨…免除

②主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨…免除

③主たる生計維持者の行方が不明である旨…免除

④主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨…免除

⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨…免除

なお、災害の認定は「災害の被害設定基準について（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括室（防災担当）通知）により取扱います。

(2) 一部負担金等の徴収猶予

被保険者等の保険医療機関等に対する支払いに代えて、当健康保険組合が一部負担金等を被保険者から直接徴収することとし、その徴収を猶予します。

(3) 保険料の納期限の延長及び納付猶予

今般の災害により被災した事業所、任意継続被保険者は、保険料の納期限の延長及び納付猶予を受けることができます。

(4) 被保険者証の取扱い

今般の災害により被災し、被保険者等を紛失した場合は、速やかに事業所を通し再交付の手続きを行ってください。

また、被保険者証等の紛失等により、保険医療機関等に提示できない場合は、氏名、生年月日、事業所名を保険医療機関等の窓口申し立てることにより、受診できることとなっております。

(5) 保険給付費等の支払い

被災した被保険者からの給付等の申請があったときは、速やかに審査のうえ、お支払いいたします。

4. 申請方法及び証明書の発行について

事前に被保険者が「一部負担金等（減額・免除・徴収猶予）申請書」を当健康保険組合に提出し、「一部負担金等（減額・免除・徴収猶予）証明書」の交付を受け、この証明書を医療機関の窓口へ提出し受診ください。

なお、申請書提出にあたっては、住家のある自治体等による災害に係る証明書又は医師の診断書等を添付してください。

5. 免除等の期間

該当区域で災害救助法が適用された日から令和7年1月31日まで

以上

令和6年台風第10号に伴う災害にかかる
災害救助法の適用区域及び同法適用日

【災害救助法施行令第1条第1項第4号適用】

災害救助法適用市町村		法適用日
【神奈川県】	(5市、5町) 平塚市、小田原市、秦野市、厚木市、伊勢原市、中郡大磯町、中郡二宮町、足柄上郡中井町、足柄上郡大井町、足柄下郡湯河原町	8月30日
【岐阜県】	(1市、1町) 大垣市、揖斐郡池田町	8月31日
【静岡県】	(5市) 静岡市、焼津市、磐田市	8月29日
	浜松市	8月30日
	熱海市	9月1日
【愛知県】	(1市) 蒲郡市	8月27日
【福岡県】	(1市) 福津市	8月29日
【宮崎県】	(1市) 宮崎市	8月29日
【鹿児島県】	(2町) 熊毛郡屋久島町、大島郡龍郷町	8月28日

【災害救助法施行令第2条第2項適用】

災害救助法適用市町村		法適用日
【静岡県】	(23市、12町) 静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市、賀茂郡東伊豆町、賀茂郡河津町、賀茂郡南伊豆町、賀茂郡松崎町、賀茂郡西伊豆町、田方郡函南町、駿東郡清水町、駿東郡長泉町、駿東郡小山町、榛原郡吉田町、榛原郡川根本町、周智郡森町	8月29日
【愛知県】	(10市、7町、2村) 豊橋市、岡崎市、豊川市、津島市、豊田市、犬山市、小牧市、新城市、高浜市、田原市、愛知郡東郷町、西春日井郡豊山町、海部郡蟹江町、海部郡飛島村、知多郡東浦町、額田郡幸田町、北設楽郡設楽町、北設楽郡東栄町、北設楽郡豊根村	8月29日
【福岡県】	(21市、15町) 久留米市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、みやま市、糸島市、糟屋郡志免町、糟屋郡新宮町、糟屋郡粕屋町、遠賀郡芦屋町、遠賀郡水巻町、遠賀郡岡垣町、遠賀郡遠賀町、嘉穂郡桂川町、三井郡大刀洗町、三潞郡大木町、八女郡広川町、京都郡苅田町、京都郡みやこ町、築上郡吉富町、築上郡上毛町	8月28日
【大分県】	(14市、3町、1村) 大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、東国東郡姫島村、速見郡日出町、玖珠郡九重町、玖珠郡玖珠町	8月29日
【宮崎県】	(9市、13町、2村) 宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、北諸県郡三股町、西諸県郡高原町、東諸県郡国富町、東諸県郡綾町、児湯郡高鍋町、児湯郡新富町、児湯郡川南町、児湯郡都農町、東臼杵郡門川町、東臼杵郡諸塚村、東臼杵郡椎葉村、東臼杵郡美郷町、西臼杵郡高千穂町、西臼杵郡日之影町、西臼杵郡五ヶ瀬町	8月28日

【鹿児島県】	(19市、20町、4村) 鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、姶良市、鹿児島郡三島村、鹿児島郡十島村、薩摩郡さつま町、出水郡長島町、姶良郡湧水町、曾於郡大崎町、肝属郡東串良町、肝属郡錦江町、肝属郡南大隅町、肝属郡肝付町、熊毛郡中種子町、熊毛郡南種子町、熊毛郡屋久島町、大島郡大和村、大島郡宇検村、大島郡瀬戸内町、大島郡龍郷町、大島郡喜界町、大島郡徳之島町、大島郡天城町、大島郡伊仙町、大島郡和泊町、大島郡知名町、大島郡与論町	8月28日
---------------	--	-------

一部負担金等 減 額
免除 除 申請書
徴収猶予

被保険者証 記号番号		—							
被保険者	氏名				生年月日	昭平	年 月 日	性別	男・女
	住所								
減額等を 希望する 対象者	氏名				生年月日	昭平	年 月 日	性別	男・女
	住所								
	傷病名								
	発病又は負傷年月日								
減免等を申請する理由									

上記のとおり申請いたします。

令和 年 月 日

東京都報道事業健康保険組合 理事長殿

住 所
被保険者 -----
氏 名

<備考>

1. 「罹災証明書」「被災証明書」「医師の診断書」等の写しを必ず添付してください。
2. この申請書は、対象者ごとに行ってください。
3. 対象者が被保険者であるときは、対象者の「氏名」欄に被保険者本人と記載し、対象者が被扶養者であるときは、それぞれの欄に該当事項を記載してください。